

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	上下水道課
許 認 可 等 の 種 類	給水装置の新設等の承認		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町水道事業給水条例 (昭和43年条例第16号)		
根 拠 条 項	<p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕 (水道法 (昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p>		
審 査 基 準	<p>■鳩山町水道事業給水条例施行規程第3条の規定による。</p> <p>(給水装置新設等の工事申込)</p> <p>第3条 条例第5条及び第8条第2項の規定により給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事の申込みをしようとする者は、給水装置新設等工事申込書 (様式第1号) を町長に提出し、設計審査を受けなければならない。</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	令和5年3月31日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	上下水道課
許 認 可 等 の 種 類	料金、手数料等の軽減又は免除		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町水道事業給水条例 (昭和43年条例第16号)		
根 拠 条 項	<p>(料金、手数料等の軽減又は免除)</p> <p>第31条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料及びその他の費用を減額し、又は免除することができる。</p>		
審 査 基 準	<p>■鳩山町水道料金の減免に関する取扱要綱第2条の規定による。</p> <p>(漏水減免の対象)</p> <p>第2条 減免できる漏水は、使用者が善良な管理と注意をもってしても発見ができなかった漏水で、次の各号の全てを満たすものとする。</p> <p>(1) 無届工事又は不正工事部分から生じた漏水でないこと。</p> <p>(2) 漏水発見後速やかに、鳩山町指定給水装置工事事業者が修繕したものであること。</p> <p>(3) 水道メーターから家側の漏水で、地下配水管、壁の内側等発見が困難であったこと。</p> <p>(4) 漏水を含む使用水量が、漏水が発生する直前の3回の平均使用水量の2倍以上であること。</p>		
標 準 処 理 期 間			
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	平成25年11月6日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	上下水道課
許 認 可 等 の 種 類	指定給水装置工事事業者の指定		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程 (平成10年企業規程第3号)		
根 拠 条 項	<p>(指定の申請)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の指定は、給水装置工事事業者の申請により行う。</p> <p>2 指定工事事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次の各号に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の名</p> <p>(2) 給水条例第2条に定める給水区域において、給水装置工事事業者を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに第12条第1項の規定により、それぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号</p> <p>(3) 給水装置工事事業者を行うための機械器具の名称、性能及び</p> <p>(4) 事業の範囲</p> <p>3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2) 法人にあっては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票の写し</p> <p>4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。</p>		
審 査 基 準	<p>■鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程第5条の規定による。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業者ごとに第12条第1項の規定により、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。</p>		

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

- ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- オ その業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

標準処理期間	
関係法令等	
関係文書等	
審査基準設定年月日	平成25年11月6日
備考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	上下水道課
許 認 可 等 の 種 類	指定給水装置工事事業者証の交付・再交付		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程 (平成10年企業規程第3号)		
根 拠 条 項	<p>(指定工事事業者証の交付)</p> <p>第6条 町長は、第5条の指定を行ったとき又は前条の指定の更新を決定したときは、速やかに指定工事事業者に鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者証 (以下「指定工事事業者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 指定工事事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第8条の指定の取消しを受けたときは、指定工事事業者証を町長に返納しなければならない。</p> <p>3 指定工事事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事事業者証を町長に提出するものとする。</p> <p>4 指定工事事業者は、指定工事事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。</p>		
審 査 基 準	未設定 (条文において判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため)		
標 準 処 理 期 間	おおむね14日間		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			